

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条例」という。)に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、子ども医療証を発行し、受給資格者が医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 条例及び四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定要件に必要な情報(住民情報)及び負担区分に必要な情報(所得情報)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支払に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務 ⑧Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に関する事務 (情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ個人番号を含む対象者情報、受給資格者情報の紐付け及び登録を行う。対象者は、マイナポータルを介した資格情報の取得/閲覧が可能となる。対象者が医療機関受診時に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。)
③システムの名称	医療費助成システム、児童手当システム、税務情報システム、生活保護システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム及びPublic Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第6項 ・四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第3条関係)第3の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人為的ミスが発生するリスクへの対策として、申請書等に関しては、紛失するリスクを回避するため、提出された時点でホッチキスで留めし、担当者個人で保管するのではなく、課内の鍵のかかる書棚の指定の場所に保管することとしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	四條畷市情報セキュリティポリシー等に基づき、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適切に情報の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	四條畷市は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条	四條畷市は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条	事後	
平成29年3月31日	③システムの名称	医療費助成システム、税務情報システム、住基システム、総合宛名システム、中間サーバー	医療費助成システム、児童手当システム、税務情報システム、生活保護システム、住基システ	事後	
平成29年3月31日	3 個人番号の利用の法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法	事後	
平成29年3月31日	4 情報提供ネットワークシステムの情報連携の法令上の	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(案)	・番号法第19条第8号	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 取扱者数	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	健康福祉部 子ども室 手当医療課	子ども未来部 子ども支援課	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	手当医療課長 豊留 利永	子ども支援課長 奥 大輔	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
平成30年12月28日	II しきい値判断項目 2 対象人数	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当	子ども支援課長 奥 大輔	子ども支援課長	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	なし	項目新設により記載	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	IV リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	医療費助成システム、児童手当システム、税務 情報システム、生活保護システム、住基システ ム、統合宛名システム、中間サーバー	医療費助成システム、児童手当システム、税務 情報システム、生活保護システム、住基システ ム、統合宛名システム、中間サーバー、電子申 請システム	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条例」とう。)に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、子ども医療証を発行し、受給資格者が医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 条例及び四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定要件に必要な情報(住民情報)及び負担区分に必要な情報(所得情報)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支払に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務	四條畷市は、四條畷市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条例」という。)に基づき、子ども医療費助成の受給資格者に対して、子ども医療証を発行し、受給資格者が医療機関等に支払った一部負担金を助成する事務を行っている。 条例及び四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①子ども医療費助成の認定申請の受付に関する事務 ②資格認定要件に必要な情報(住民情報)及び負担区分に必要な情報(所得情報)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下の審査に関する事務 ④受給資格者情報の管理に関する事務 ⑤子ども医療費助成の支払に関する事務 ⑥受給者資格認定の更新手続に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務 ⑧Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に関する事務 (情報連携のため、Public Medical Hub(PMH)へ個人番号を含む対象者情報、受給資格者情報の紐付け及び登録を行う。対象者は、マイナポータルを介した資格情報の取得/閲覧が可能となる。対象者が医療機関受診時に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成システム、児童手当システム、税務情報システム、生活保護システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム	医療費助成システム、児童手当システム、税務情報システム、生活保護システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム及びPublic Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第3条関係)第3の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第6項 ・四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第3条関係)第3の項	事前	
令和6年6月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①子ども未来部 子ども支援課 ②子ども支援課長	①こども未来部 こども支援課 ②こども支援課長	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 子ども未来部 子ども支援課 電話 072-877-2121(代表)	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)	事後	
令和6年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年6月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	様式変更
令和7年10月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である	事前	様式変更